

目標と基本方針

■計画の目標から基本方針まで

本計画の基本理念及びみどりの将来像と、その実現に向けた目標を設定し、その目標を実現するための基本方針を定めました。

基本理念

人と自然が共生し、「みどりに親しめるまち横須賀」を育み、未来へ引き継ぐ

将来像

多様なみどりが身近に存在し、それらがネットワークされた自然のめぐみあふれる「みどりの中の都市」

目標

みんなの力でみどりの量を維持・向上させるとともに、生物多様性の向上などにより、みどりの質を高めます

(1) 量の個別目標

- ・目にみえるみどりの維持・向上を目指します（緑被率；約53.1%の維持・向上）
- ・みどり豊かなまちを目指します
（近郊緑地保全区域；2地区，約1,012ha及び風致地区；5地区，約1,355.7haの維持）
- ・都市公園（約696.1ha）を維持するとともに、適切な配置を目指します
- ・自然共生サイトの目標面積を193.9haとし、生物多様性の保全エリアを増やします

(2) 質の個別目標

- ・みどりの機能を向上させ、人々に安全で快適な暮らしを提供します
- ・市民のニーズに合った都市公園の整備、管理と、民官連携による積極的な活用を推進します
- ・様々な主体と連携して、ネイチャーポジティブの実現を目指します
- ・みどりや生物多様性の資源の持続可能な活用を推進し、未来へ引き継ぎます



基本方針

基本方針1
みどりの保全・
創出と機能の向上

基本方針2
魅力ある公園づくり

基本方針3
生物多様性の
保全と活用

基本方針4
みどりと自然の
めぐみの継承



施策

13の重点施策と14の継続施策

目標から施策までの体系

1 基本理念

人と自然が共生し、 「みどりに親しめるまち横須賀」を育み、未来へ引き継ぐ

本市では近代から現代にかけての急激な都市化と生活様式の変化によって、みどりが減少し、自然環境の荒廃が進みました。また、これに加え、地球温暖化や気候変動、外来種の移入によって、本来その地域に生息、生育する生きものの消失、減少も進行しており、生態系にも影響が出ています。

みどりや生物多様性の損失を防ぎ、わたしたちが今後も自然のめぐみを享受して生活していくためにも、「人と自然は共に生きる（=共生）」ことを再認識し、人間の生活環境だけでなく多様な生きものが生息や生育、繁殖していくことができるみどりを基盤とした豊かなまちづくりが求められています。

そうしたまちづくりの実現には、みんなでみどりや生態系を守り、育み、活かす（=親しむ）ことが重要です。こうしたことが行える場や機会を増やしていくことは、みどりや生態系の価値を高めることでもあり、その結果として、都市の価値と魅力を高め、市民満足度やシビックプライドを向上させることにも繋がると考えられます。

本市は平成9年（1997年）に「横須賀市緑の基本計画」を策定して以降、みどり豊かな都市を目指すために、みどりの保全や創出、質を高める取組みを行ってきました。これまでの計画の基本理念を継承し、横須賀市の持続的な発展と、市民の豊かな暮らしを持続的なものにするために、「みどりに親しめるまち横須賀」を育み、未来の世代に引き継いでいくことを目指します。

2 将来像

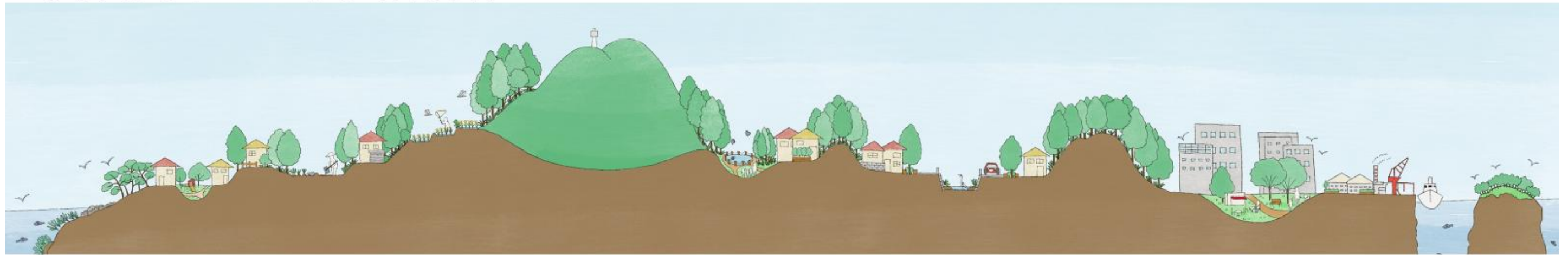
多様なみどりが身近に存在し、それらがネットワークされた 自然のめぐみがあふれる「みどりの中の都市」

本市には丘陵、斜面緑地、里山環境、農地、ため池、河川、海辺（自然海岸）、まちなかの公園、市街地のみどり（街路樹、各家庭のみどり）など、「多様なみどり」が存在し、そのみどりの中には多様な生きものが生息や生育、繁殖しています。これらのみどりが人々の生活の場に身近に存在することで、人々は自然のめぐみを享受する機会が増えるとともに、いきいきと心豊かな生活を送ることが可能となります。

また、これらの多様なみどりを単独で存在させるのではなく、それぞれを繋ぎネットワークさせることで、生物多様性の向上などにより豊かな自然環境を育むとともに、三浦半島らしい美しい都市環境の形成に寄与します。

こうしたことから、都市の中にみどりを配置するのではなく、「豊かなみどりの中に都市が存在している」姿を将来像とし、その実現を目指します。

横須賀市の空間的特徴



【農地・里山】

■農地・里山の機能

- ・食卓を支える農産物(よこすか野菜など)の生産場所です。
- ・雨水を溜め、地下に水を浸透させることで、健全な水循環を保ちます。
- ・農地利用や里山の利活用により、土壌の流出が抑えられます。
- ・農地、里山を生かした環境教育の場となり、自然にふれる機会を提供します。
- ・丘陵地に広がる農地、里山の風景は横須賀らしい魅力の一つです。
- ・まとまりあるみどりが残っていることで、多様な生きものの棲み処となります。

■求められる活動

- ・稲作や「よこすか野菜」の農作の推進、継続
- ・里山の定期的な手入れ(草刈り、枝払い)
- ・動植物のモニタリング、外来生物の除去
- ・市民向けの観察会や体験イベントの開催

【樹林地】

■樹林地の機能

- ・健全な水循環が保たれることで、水資源が供給されます。
- ・気温を調整し、空気中の二酸化炭素などを吸収します。
- ・植生が雨水をため、地下に浸透させることで、土壌の流出が抑制されます。
- ・環境教育や活動の場となり、自然にふれる機会を提供します。
- ・まとまりある緑や貴重な自然環境が残っていることで、生きものの棲み処となります。

■求められる活動

- ・樹林地の定期的な手入れ(枝払い、倒木の恐れのある木の伐採、植樹、下草刈り)
- ・動植物のモニタリング
- ・市民向けの観察会や体験イベントの開催

【住宅地】

■住宅地のみどりの機能

- ・気温を調整し、空気中の二酸化炭素などを吸収します。
- ・植生が雨水をため、地下に浸透させることで、健全な水循環が保たれ、住宅等への浸水が抑制されます。
- ・住宅地の公園などのオープンスペースは市民の憩いの場にもなります。
- ・点在するみどりは生きものの棲み処や移動経路となります。

■求められる活動

- ・住宅地内の緑の管理
- ・公園植栽の定期的な管理(除草、植え付け)

【都市域】

■都市域のみどりの機能

- ・気温を調整し、空気中の二酸化炭素などを吸収します。
- ・植生が雨水をため、地下に浸透させることで、健全な水循環が保たれ、建物等への浸水が抑制されます。
- ・公園などのオープンスペースは市民の憩いの場にもなります。
- ・点在するみどりは生きものの棲み処や移動経路となります。

■求められる活動

- ・公共緑地の緑の管理
- ・公園植栽の定期的な管理(除草、植え付け)
- ・イベント開催等による公園の活用

【海岸域】

■海岸域の機能

- ・食卓や経済を支える水産物が獲れます。
- ・自然的な海岸は美しい景観を形成し、観光資源としても地域に貢献しています。
- ・自然的な海岸や小田和湾には干潟が残されており、貴重な海岸植物や水生生物の棲み処となっています。
- ・貝塚や親水護岸は水生生物の棲み処となっています。
- ・藻場は、炭素固定の場として貢献しています。

■求められる活動

- ・海岸の定期的な清掃
- ・藻場などの植え付け
- ・イベント開催等による観光資源としての活用

【都市公園】

<自然環境を保全する公園>

■生態系サービス(生息)

市内に点在する公園のみどりは生きものの棲み処や移動経路となり、生態系ネットワークの形成につながる。

■求められる活動

- ・公園の緑の定期的な除草や植え付け、植樹
- ・動植物のモニタリング

<積極的に活用する公園>

■生態系サービス(生息)

公園のようなオープンスペースは市民の憩いの場となり、自然に触れる機会や運動機会の増加につながる。

■求められる活動

- ・環境教育機会を提供する観察会等の開催
- ・その他イベント開催や定期的な活動等による公園の積極的な活用

3 目標

みんなの力でみどりの量を維持・向上させるとともに、 生物多様性の向上などにより、みどりの質を高めます

みどりの将来像の実現に向け、本市が目指していくべきみどりの目標を上記のとおりとします。多面的な機能を有し、生きものの生息や生育、繁殖の基盤ともなるみどりの量を維持及び向上させるとともに、生物多様性の向上等により、みどりの持つ機能をより効果的に発揮できるように質を高めます。その結果、みどりや生物多様性の価値が高まり、本市の都市イメージを向上させ、市外からの観光や集客、定住人口の増加など、都市の価値と魅力を高めることにも寄与すると考えます。

(1) 量の個別目標

◇目にみえるみどりの維持・向上を目指します（緑被率；約 53.1%の維持・向上）

「樹木や草地など植物で被われた土地（樹林地、草地、田畑など）の面積」を「緑被」として本市におけるみどりの全体量を表す指標「緑被率」とします。本市のみどりは、市民生活に必要な都市施設の整備や、斜面緑地の防災工事の施工などにより減少する可能性があります。

そのため、当面は、様々な主体と協力しながら、みどりを守り、つくすることで、みどりの減少量を抑え、維持、向上していくことが求められます。また、みどりの維持、向上によって、カーボンニュートラルの実現にも貢献します。

◇みどり豊かなまちを目指します（近郊緑地保全区域；2地区、約 1,012ha 及び風致地区；5地区、約 1,355.7ha の維持）

近郊緑地保全区域などの一定の制限が掛かる地域制緑地を適切に保全し、維持することにより、本市の地形的特徴であり骨格となる丘陵のみどりを守るとともに活用し、みどり豊かなまちを目指します。

◇都市公園（約 696.1ha）を維持するとともに、適切な配置を目指します

豊かな市民生活に欠かせない都市公園については、既存の公園を適切に維持していくことを目標とします。さらに、後述する都市公園の質を高めることにより、市民の暮らしに潤いと安らぎの空間や運動、余暇活動の場などを提供し、市民のいきいきとした生活や、交流人口や定住人口の増加へ貢献します。

◇自然共生サイトの目標面積を 193.9ha とし、生物多様性の保全エリアを増やします

みどりの基本計画を指針とし、みどりを保全してきた結果、野比かがみ田緑地は生物多様性が保全され、自然共生サイトに認定されました。生物多様性を保全し、生物多様性国家戦略の目標である 30by30 の達成に寄与するために、今後他の緑地でも、希少なみどりの保全を進めます。その目標として、市内の自然共生サイトの面積を 193.9ha（7ヶ所）まで向上させ、生物多様性が豊かな環境の保全を図ります。

(2) 質の個別目標

◇みどりの機能を向上させ、人々の安全で快適な暮らしを提供します

近年の地球温暖化や気候変動による極端気象等に対応するため、樹林地や都市の中のみどりの安全性や快適性を重視していく必要があります。みどりの機能維持増進を図り、良質なみどりを確保することは「安全で住み続けたいまち」として、本市の持続的発展に欠かせない「価値のあるみどり」になると考えられます。

◇市民のニーズに合った都市公園の整備や管理と、民官連携による積極的な活用を推進します

パークマネジメントの視点を取り入れた都市公園の整備や管理、活用を促進します。これらを通して、地域の活性化やコミュニティの醸成など市民に有益な公園であるとともに、安全、安心な公園の管理、運営を目指します。さらに、行政だけでなく、プロスポーツチームとの連携や Park-PFI の実施等の民官連携事業にも取り組み、魅力のある公園づくりを進め、Well-being が実感できるまちを目指します。

◇様々な主体と連携して、ネイチャーポジティブの実現を目指します

都市化や生活様式の変化に伴い、良好な自然環境が損なわれ、特定外来生物等が移入し、生物多様性が失われつつあります。そこで、特定外来生物の排除や、希少種をはじめとした在来種の保全の取り組みを進め、多様な生きものが生息や生育、繁殖できる健全な生態系を保全及び再生していくことを目指します。このような取り組みを、市民や行政だけでなく、民間団体などの様々な主体とも協力や連携して進め、ネイチャーポジティブの実現を目指します。

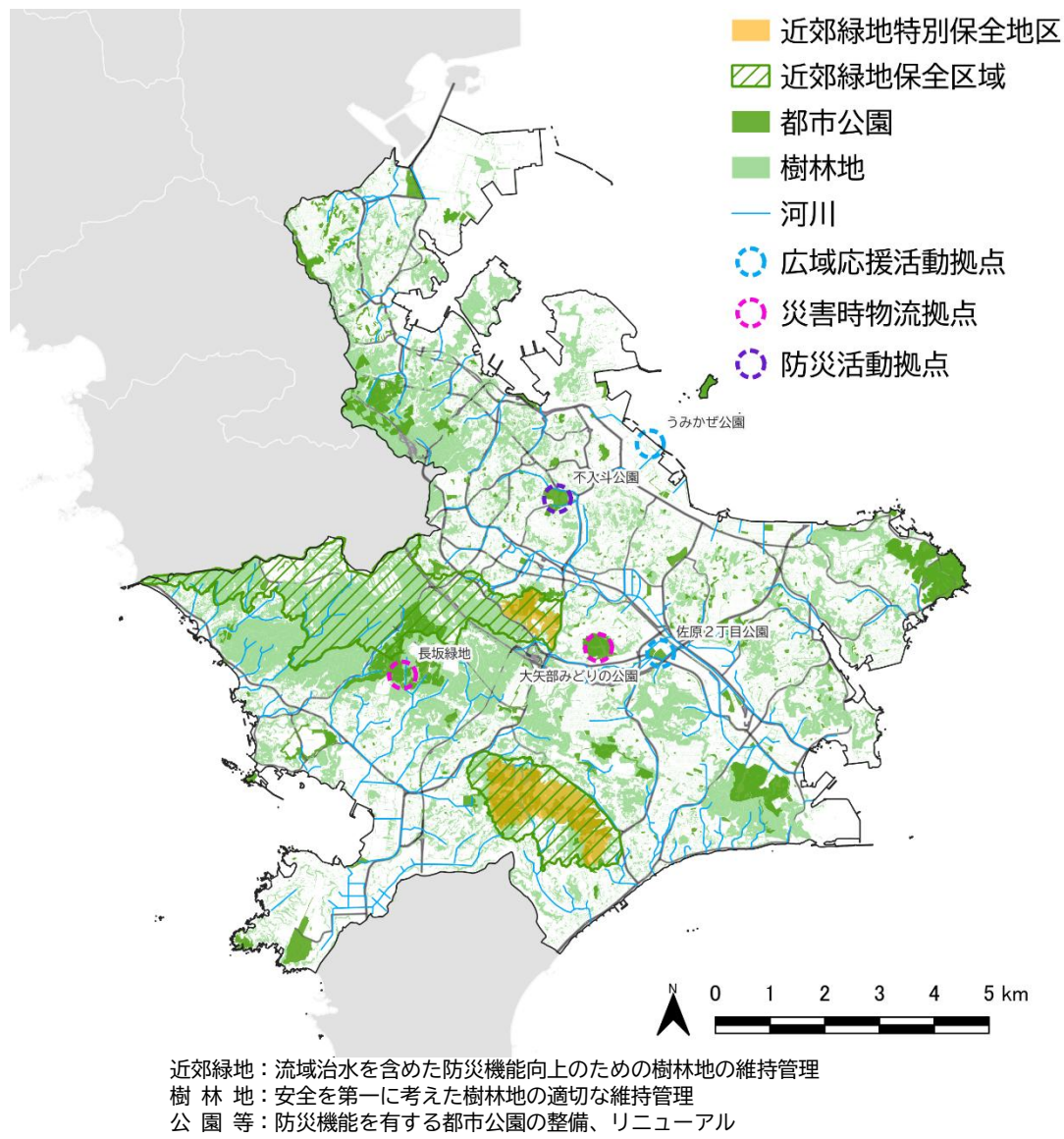
◇みどりや生物多様性の資源の持続可能な活用を推進し、未来へ引き継ぎます

保全、創出されたみどりや生態系を持続的に活用することで、本市の都市イメージを向上させ、都市の価値、魅力を高めることができると考えます。そのため、みどりや生物多様性資源の積極的かつ持続可能な活用を進めていきます。また、環境教育や普及啓発の場として利用していくことで、みどりや生物多様性の大切さを未来に引き継いでいきます。

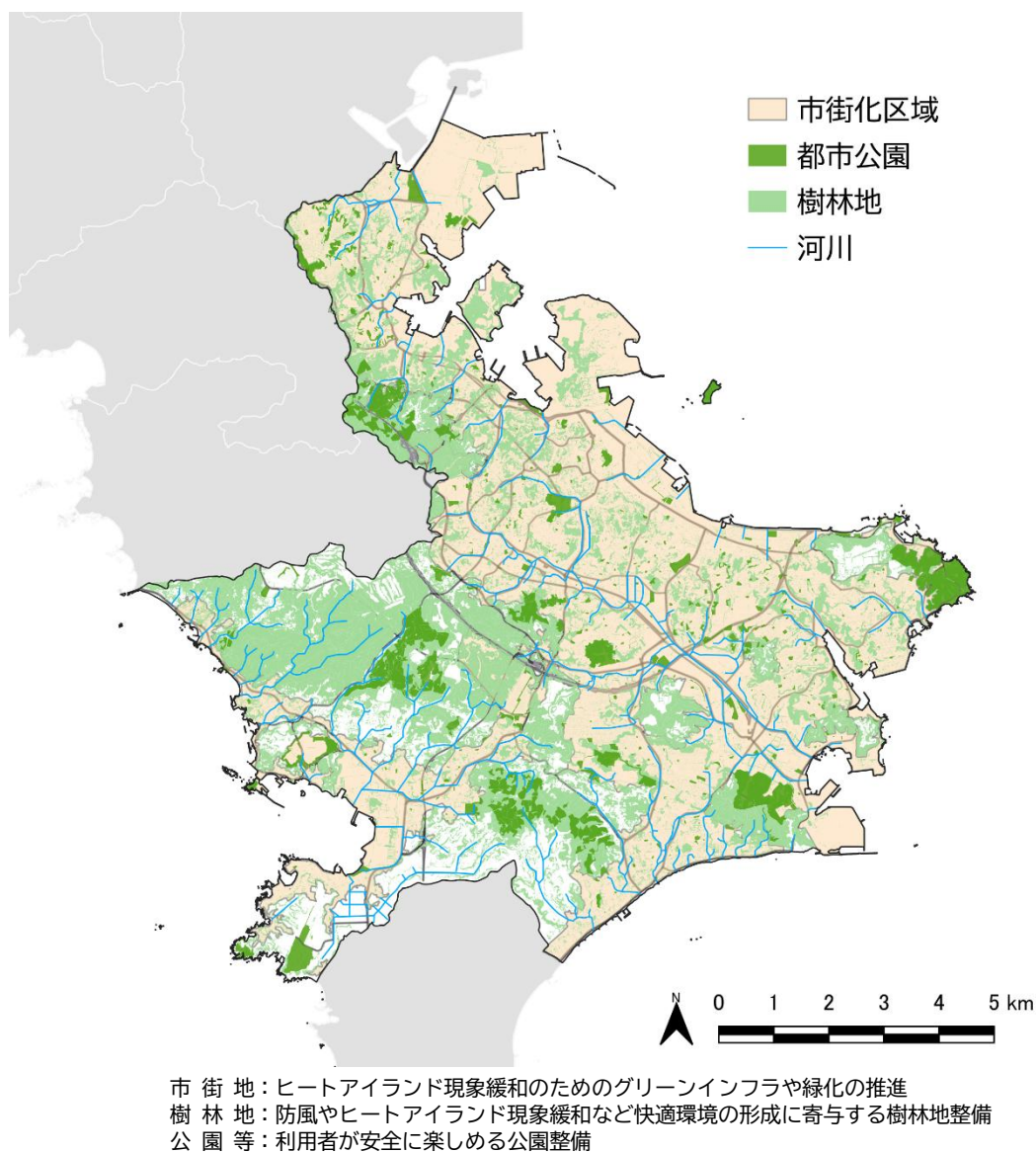
4 基本方針

計画の目標（基本理念、将来像、目標）を達成するための基本方針を次の4つに定めます。
この4つの基本方針に基づいて、本市のみどりの保全、創出を推進するための施策を展開していきます。

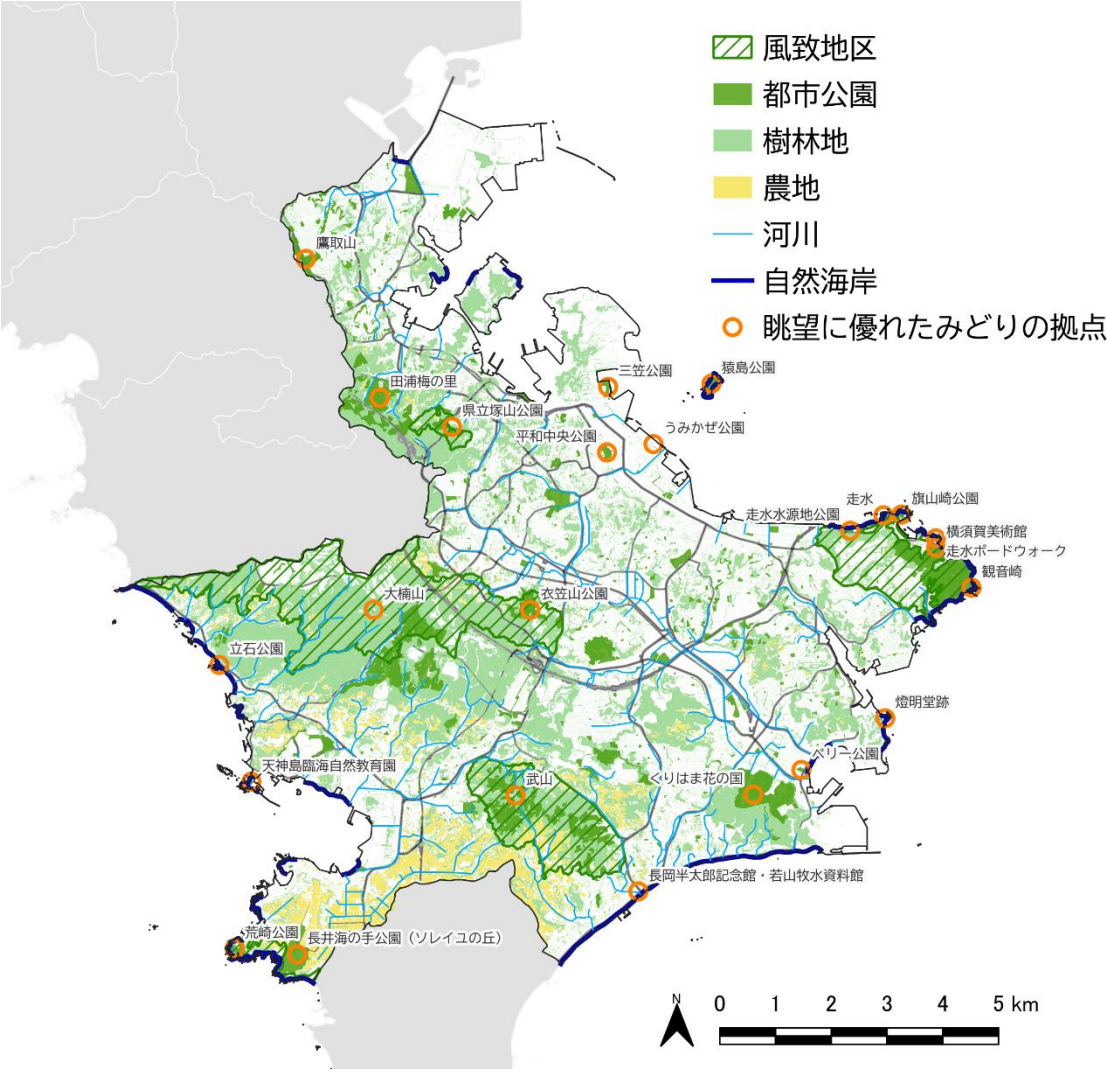
基本方針 1	みどりの保全・創出と機能の向上 ～多様なみどりの環境を良好な状態で保全・創出するとともに、期待する効果に応じたみどりを整備します～
みどりは多様な機能を有しています。そこで市内の豊かなみどりを守り、整備、活用していくことで、防災力を高めるとともに、都市域のヒートアイランド現象を緩和する等、安全、安心で快適な環境づくりを目指します。また、みどりを保全、創出することで、地球温暖化対策や気候変動対策等にも寄与します。	



みどりの保全・創出と機能向上の方針図（安全、安心に関するみどりの方針）



みどりの保全・創出と機能向上の方針図（快適な環境形成に関するするみどりの方針）



樹林地：まちの景観を形成する樹林地の保全
農地：農地のみどりの保全
地域性緑地：制度等の適切な運用による風致等の維持と新規指定の検討
自然海岸等：海辺景観と一体となったみどりの保全

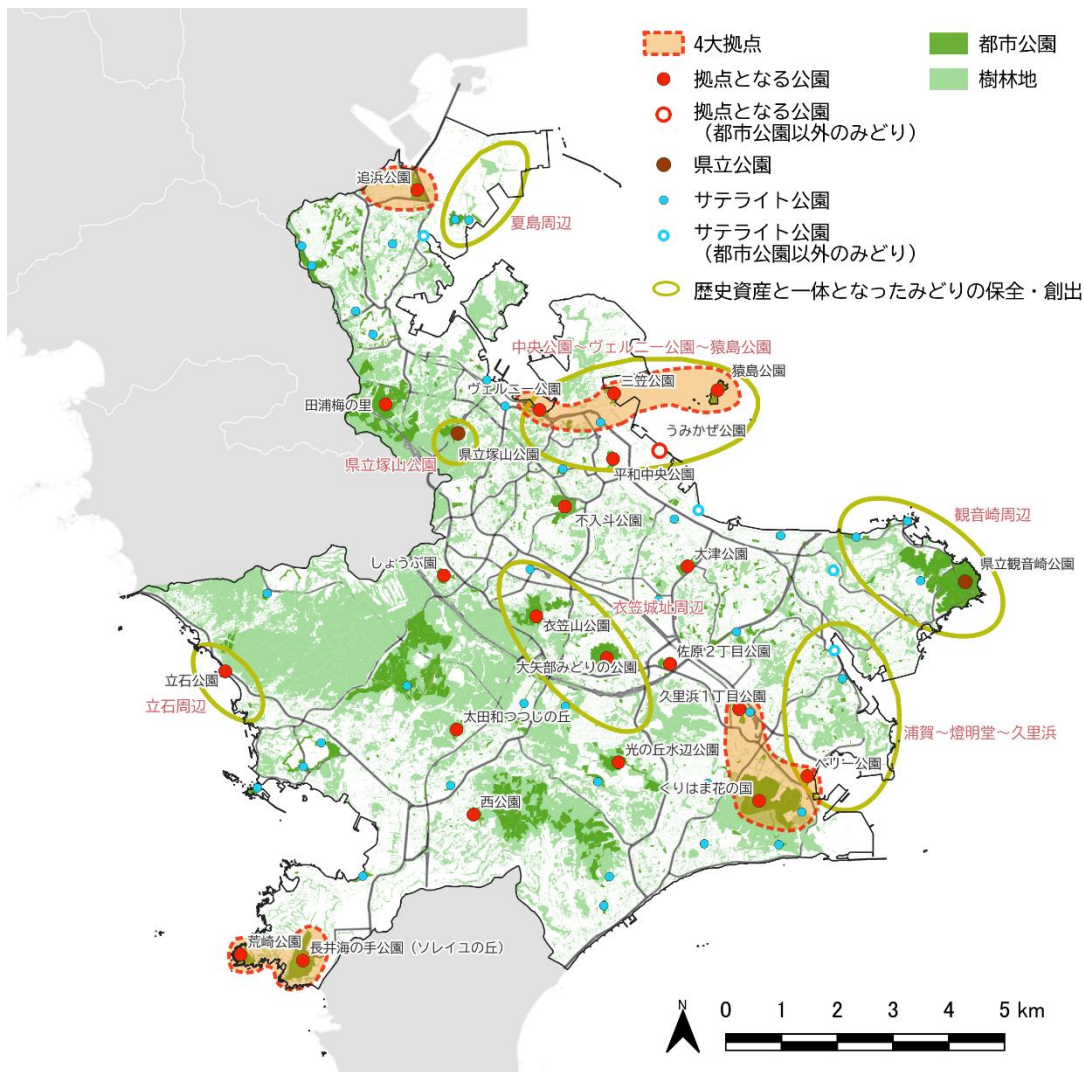
みどりの保全・創出と機能向上の方針図（景観形成に関するするみどりの方針）

基本方針
2

魅力ある公園づくり

～人々の交流や健康に寄与するみどりを守り、つくり、まちの活性化を図ります～

公園は、人々の生活に憩いや楽しみを提供し、健康増進に寄与するほか、観光や交流の拠点ともなる大切な場です。公園を誰もが利用しやすいように適正に配置したり、個性的で魅力あるものにしたすることで、交流人口を増加させ、市民生活の質の向上や都市の価値や魅力を高めます。



4 大 拠 点：周辺施設と一体となった公園づくり

拠点となる公園：地域を特徴づける個性的な公園づくり

サテライト公園：地域の魅力や快適性の向上、にぎわいの創出を目指した公園づくり

街 区 公 園：地域ニーズをふまえた公園づくり

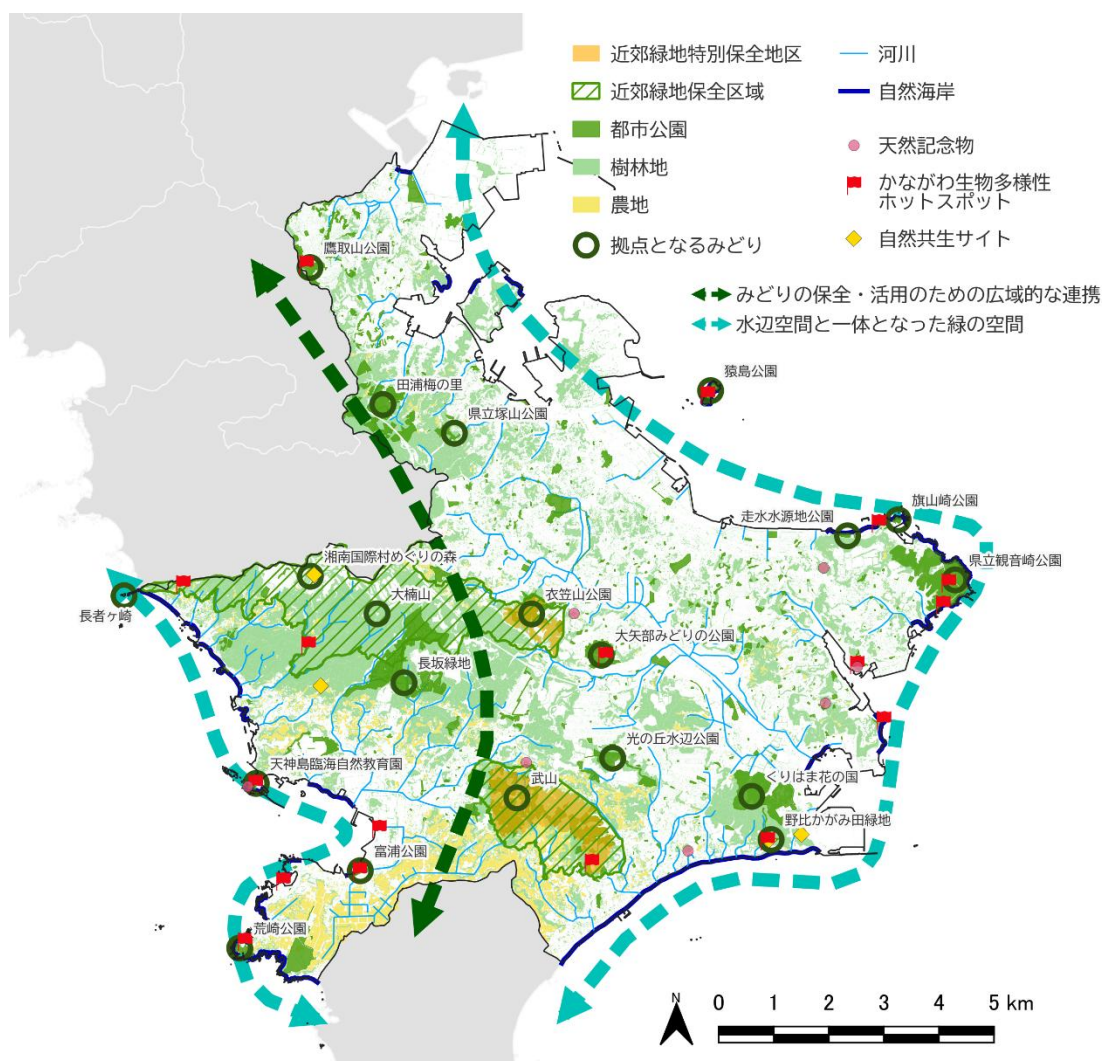
魅力ある公園づくりの方針図

基本方針
3

生物多様性の保全と活用

～地域の生態系を守り維持するとともに、みどりにふれる機会を提供します～

生物多様性の保全は、人と自然との共生を考える上で大切な要素です。本市では生物多様性の保全の場の創出、維持のために里山的環境保全事業を実施しています。今後もこの事業を継続していくとともに、市民団体や民間企業などの多様な主体が保全や活用に参加できるよう取組みを広げていきます。また、市内全体の生態系の保全のために、特定外来生物の駆除を継続し、在来種を保全していくとともにそれらの動向にも注意を払っていきます。横須賀市のみどり豊かな自然環境に人々がふれあえ、めぐみを享受できるように、生物資源を適切に活用していきます。



拠点となるみどり：良好な自然環境を有する拠点の保全と活用

保護地域等：制度等の適切な運用による保全

広域的な連携：近隣市町との連携による生態系ネットワークの保全と活用

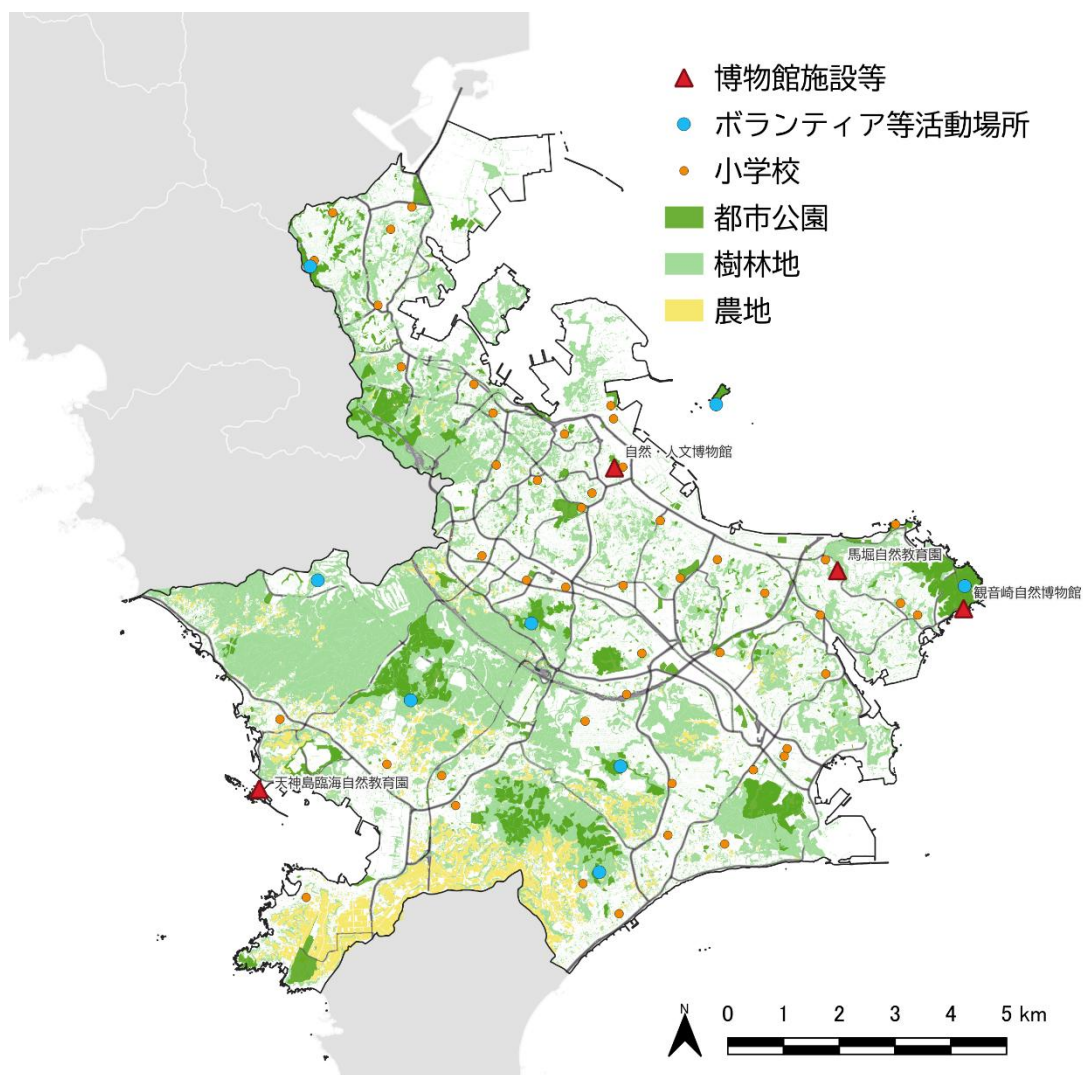
生物多様性の保全と活用の方針図

基本方針
4

みどりと自然のめぐみの継承

～みどりや生きものと親しみ、大切にする意識を未来の人々に継承します～

みどりの持つ機能や役割が一層発揮されるためには、積極的にみどりに対する働きかけをしていく姿勢が大切です。様々な主体がみどりを育てながら活かし、未来に継承していくために、市は率先して観察会等のイベント、情報発信、自然活動団体の支援の充実、各部署の連携を図ります。また、将来の担い手である子どもたちへの環境教育を充実させ、みどりや生きものを大切にする意識を継承するために、学区の自然環境体験事業や環境指導者派遣事業などの環境教育を今後も継続して実施していきます。



博物館施設：みどりや生きものに関する情報発信や啓発活動
ボランティア団体活動場所：啓発活動の支援
小 学 校：環境教育の推進

みどりの継承の方針図

日々の暮らしの中で、私たちは自然のめぐみをたくさん享受しています。例えば海で魚釣りを楽しんだり、山でハイキングをし、景色や空気に癒されたりするのも、すべて自然からの贈り物です。

身の回りにどんな自然のめぐみがあるかを考え、大切にすることがこれからも豊かな暮らしを続けるために大切です。まずは身近な自然に目を向け、そのめぐみを感じてみましょう。



地元の食材を味わう



海辺での釣り
(出典：横須賀市観光協会)



自然の中での散策



マリンスポーツ

自然のめぐみと人の健康との関係

「人間には“自然とつながりたい”という本能的欲求」があり、これをバイオフィリア仮説と呼びます。この考えを基に植物等による健康効果を期待した、バイオフィリック・デザインが近年注目を集めています。近年の研究ではみどりの健康効果（ストレスや Well-being）が実証され、都市におけるみどりの重要性が評価され、WHO 欧州環境健康センターもエビデンスを基にした実践方法を提言しています。

みどりがもたらす健康増進効果の調査結果

- ・草地、樹林地を含む緑地はメンタルヘルスに良い影響をもたらします。また、メンタルヘルスにさらに良い影響をもたらすためには緑地での体験（自然とのふれあい等）も重要であると指摘されています。
- ・緑地の利用頻度が高いとストレスの軽減とともにメンタルヘルス・身体的健康の増進に寄与し、結果として Well-being の向上につながります。
- ・森林浴や緑地散策といった行動が都市の人工面の歩行時に比べて、副交感神経の活動が高まることなどにより、リラックス効果を得られることが報告されています。

(出典：Green and Blue Spaces and Mental Health 実践に向けた新たなエビデンスと考え方 日本語版
(World Urban Parks ジャパン, 2024) より抜粋)



1 推進施策について

(1) 施策の種類

推進施策は、今後本市が本計画の目標達成に向けて推進していく取組みのことです。本計画では、推進施策のうち、計画期間内に特に重点的に進めていく取組みを「重点施策」、従前より取り組んでおり、今後も継続していく取組みを「継続施策」に大別しました。

第3章で示した4つの基本方針に基づいて、13の重点施策と14の継続施策を位置づけました。施策によっては複数の基本方針に関わるものもあるため、各基本方針との関係性を以下の表で示しています。

施策と基本方針の対応表

基本方針	位置づけ	No.	施策名	基本方針1	基本方針2	基本方針3	基本方針4
				1	2	3	4
1	重点	1-1	樹林地の保全と機能の維持増進	◎	△	○	△
		1-2	近郊緑地保全区域等の保全と近郊緑地特別保全地区指定の検討	◎		○	
		1-3	農地のみどりの保全	◎		○	△
		1-4	公共施設におけるグリーンインフラの導入	◎	○	○	
	継続	1-5	都市緑地法の適切な運用	◎	△	△	△
		1-6	みどりの基本条例の適切な運用	◎	△	△	△
		1-7	風致地区制度の適切な運用	◎		△	
		1-8	土地利用調整関連条例の適切な運用	◎		△	
		1-9	保安林制度の適切な運用による保全の継続	◎		△	
		1-10	「湘南国際村めぐりの森」及び「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」に関する緑地の保全・再生等	◎		○	△
		1-11	景観重要樹木の指定による保全の継続	◎		△	
		1-12	公共施設の緑化の推進	◎	○	△	
		1-13	県及び近隣自治体との広域的な連携の推進	◎		○	

〔凡例〕 ◎：特に関連する ○：関連する △：一部関連する

施策と基本方針の対応表

基本方針		位置づけ	No.	施策名	基本方針1	基本方針2	基本方針3	基本方針4
2	魅力ある公園づくり	重点	2-1	地域ニーズをふまえた公園機能の再編	○	◎		△
			2-2	安全・安心と防災力のある公園づくり	○	◎		
			2-3	集客や魅力あるまちづくりに資する公園の整備・管理	○	◎		△
			2-4	効率的かつ効果的な公園の整備・活用の促進	○	◎	△	△
		継続	2-5	（仮称）三浦半島国営公園の誘致の推進	○	◎	△	△
3	生物多様性の保全と活用	重点	3-1	森林・里山環境の保全と活用	○		◎	△
			3-2	水辺環境の保全と活用	○		◎	△
			3-3	外来生物対策の推進	△		◎	
		継続	3-4	指定文化財（天然記念物）の保全の継続	△		◎	△
			3-5	公共施設における自然植生等の保全	△	○	◎	△
4	みどりと自然のめぐみの継承	重点	4-1	みどりや生きものに対する意識の向上	△		△	◎
			4-2	自然に関する環境教育・環境学習の実施	△	△	△	◎
		継続	4-3	みどりの基金の充実に向けた新たな財源確保手法の検討・実施	○		△	◎
			4-4	産・学・官の連携によるプログラムの検討	△	△	△	◎

〔凡例〕 ◎：特に関連する ○：関連する △：一部関連する

(2) 重点施策の見方

重点施策における各項目の内容は以下のとおりです。

《○-○》施策名：施策番号と施策名を明記しています

SDGs マッピング※4

○事業区分※1 ○実施主体※2 ○関連者※2

●方針と目標

施策の方針と目標を明記しています。

●取組み内容

施策における具体的な取組み内容を明記しています。

○担当部署※3

○※1 事業区分

新規事業：新たに計画に位置付け、検討や実施していく施策

拡充事業：前計画（令和4年度中間見直し）から内容等を拡充して実施する施策

継続事業：前計画（令和4年度中間見直し）から継続して実施する施策の中でも、特に注力していく施策

○※2 実施主体と関連者

取組みを実施する主体及び関連者を「神奈川県」「市」「市民等（市民や NP0、土地所有者等）」「企業等（連携、支援）」の区分により明記しています。

○※3 担当部署

施策を所管する部局名等を明記しています。（令和7年3月時点の名称）

○※4 SDGs マッピング

関連する SDGs の開発目標を記載しています。



2 施策の具体内容

基本方針1：みどりの保全・創出と機能の向上

【重点施策】

《1-1》樹林地の保全と機能の維持増進

○拡充事業 ○実施主体：市 ○関連者：市民等

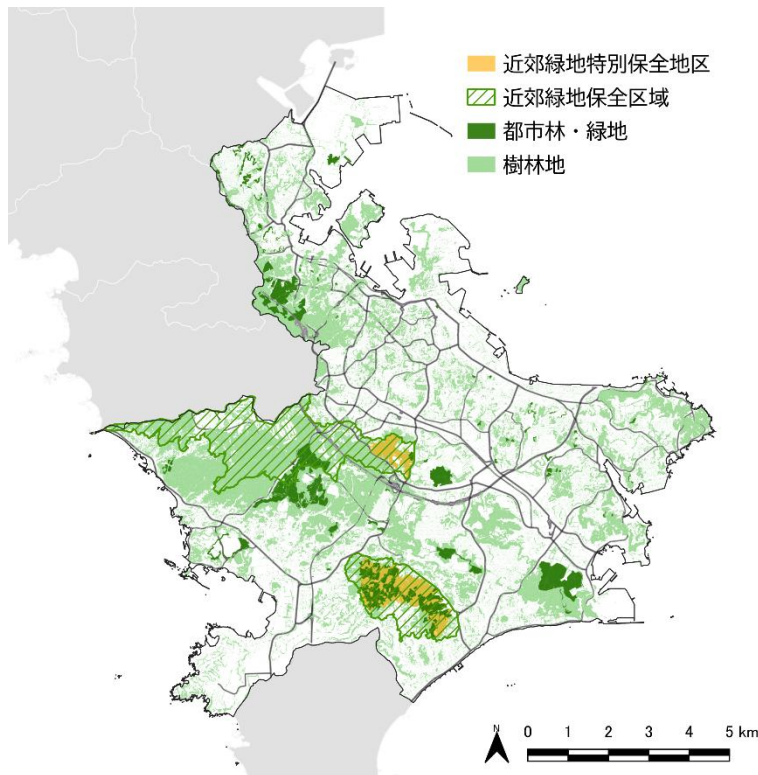
●方針と目標

樹林地や竹林の整備を行い、樹林地等がもつ防災、炭素固定、流域治水、生物多様性の確保などの多面的な機能の向上を図る。また、民有地を含む樹林地の安全性を第一に考えた取組みや保全手法の検討を行う。なお、近郊緑地特別保全地区の樹林地整備の際は、状況に応じて都市緑化支援機構(都市緑地法第69条第1項に基づき国土交通大臣が指定する法人)へ整備の要請を行う。

●取組み内容

- ・近郊緑地特別保全地区をはじめとした樹林地、竹林の整備（機能維持増進事業）の実施
- ・安全性を第一に考えた民有樹林地の保全手法の検討
- ・既成宅地立木伐採工事助成制度の適切な運用

○担当部署：建設部



樹林地の分布状況

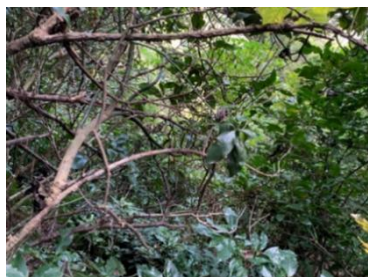


樹林地の機能維持増進事業とは

樹林地が持つ様々な機能がより発揮されるように整備を実施すること。本市では、これまで危険木処理など凍結的な管理がなされてきた近郊緑地特別保全地区等の樹林地で択伐や間伐等を行い、樹林地の機能の維持増進を図っている。

○樹林地に求められる機能

土砂災害防止／CO₂吸収・水循環／生物多様性保全／健康増進・教育の場／景観形成／防風・防潮／ヒートアイランド現象の緩和 など



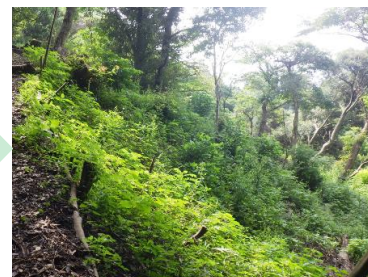
○樹林地の現状

高木の大径木化と灌木類の繁茂が進んだことにより、林内が暗く、下層植生が生育せずに表土が流出している。



○整備内容

大径木や枯損木を中心に、択伐や間伐を実施するとともに、必要に応じて作業道や土砂流出防止の施設を造る。



○整備後の樹林地の状態

樹木が適度な密度で生育しており、林内が明るく、下層植生や若木が健全に生育している。

○伐採した樹木の活用方針

- ・表土流出を防止するためのそだ柵として活用する。
- ・伐採木の搬出が可能な場合は、木材としての利用や、バイオマス発電の燃料としての有効活用を図る。



伐採木を活用したベンチ

○生物多様性の確保に関する目標（目標とする植生）

→落葉広葉樹や下層植生が生育し、多様な生きものが生息や生育、繁殖する環境を目指す。

《1-2》近郊緑地保全区域等の保全と近郊緑地特別保全地区指定の検討

○拡充事業 ○実施主体：市 ○関係者：市民等



●方針と目標

「首都圏近郊緑地保全法」及び「都市緑地法」に基づき、土地利用行為の規制や制限を行い、みどりの保全を図る。特別保全地区において、不許可処分となった土地の所有者から申し出があった場合には、土地の買い取りに向けた手続きを行う。また、近郊緑地保全区域において、特に良好な環境や機能を有する区域の近郊緑地特別保全地区への指定を検討する。

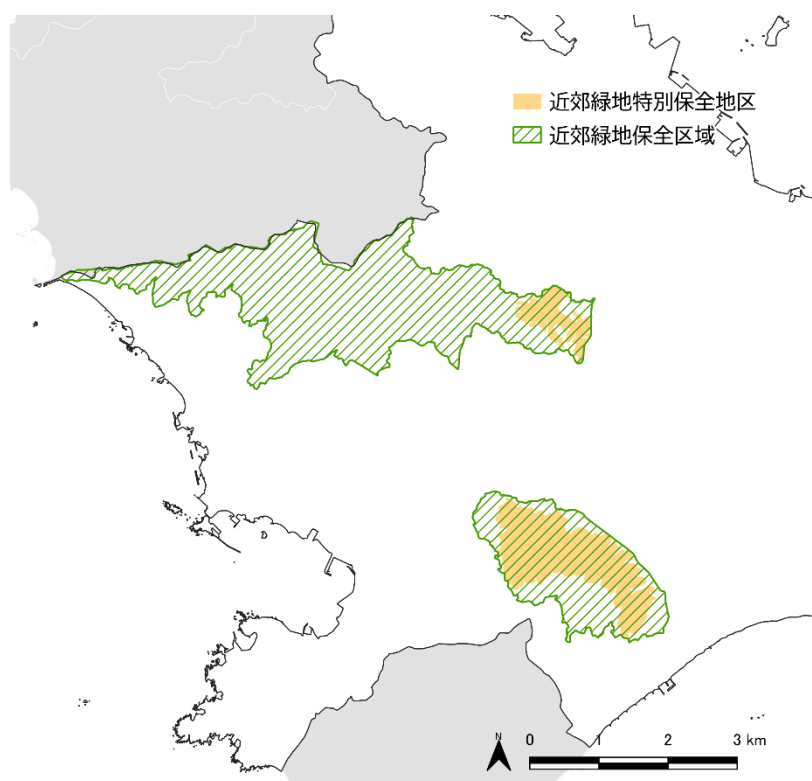
●取組み内容

- ・近郊緑地保全区域等の維持、保全

名称	近郊緑地保全区域	近郊緑地特別保全地区
衣笠・大楠山近郊緑地保全区域	685.0ha	49.5ha
武山近郊緑地保全区域	327.0ha	194.5ha
合計	1,012.0ha	244.0ha

- ・土地利用規制及び制限の実施
- ・定期的なパトロールの実施
- ・近郊緑地特別保全地区の指定に向けた調査や関係機関との協議

○担当部署：建設部



近郊緑地保全区域等の指定状況

《1-3》農地のみどりの保全

○継続事業 ○実施主体：市 ○関連者：市民等

●方針と目標

良好な都市環境の形成や災害防止等の多様な機能がある生産緑地の保全のため、市街化区域内の農地等を特定生産緑地への移行促進するとともに、農業振興地域整備計画に基づく農業振興により、「農業振興地域内農用地」の保全を図る。また、農家と農地所有者を結び付ける取組みやよこすか野菜のPRを進めることで、耕作地や生産量の減少の防止を図る。このほか、環境配慮のための土づくりに対する補助を継続する。

●取組内容

- ・ 期限を迎える生産緑地について、地権者へ特定生産緑地への移行に向けた情報提供
- ・ 農業振興地域整備計画に基づき、「農業振興地域内農用地」の面積を維持
- ・ 農家や農業を始めたい人と農地所有者のマッチングの拡大
- ・ よこすか野菜の情報発信、イベント等での販売によるPR
- ・ 緑肥作物を導入した土づくりに対する補助の継続

○担当部署：経済部

コラム COLUMN

よこすか野菜

横須賀では、生産量全国7位（令和5年度作物統計調査）のキャベツを中心に、大根、カボチャなどのおなじみ野菜から、イタリアンやフレンチなどで使われるカラフルで珍しい西洋野菜まで、1年を通して多種多様な野菜が生産されています。

こうした横須賀市内で生産される品質の高い野菜を「よこすか野菜」として認知度向上、イメージアップを図るため、生産者や民間事業者等と連携した取組みを進めています。

また、よこすか野菜のレシピを載せたガイドブックの作成やSNS等を活用し、市内外にPRを行っています。



《1-4》公共施設におけるグリーンインフラの導入

○拡充事業 ○実施主体：市 ○関連者：市民等

●方針と目標



公共施設における防災、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の確保、Well-being等の機能を向上させるため、これらの機能向上に寄与するグリーンインフラの導入を推進する。

●取り組み内容

- ・グリーンインフラの導入に関して、必要な情報を精査し、導入可能な取組みを検討
- ・施設の整備、改修時は植栽や透水性舗装、生物多様性への配慮等のグリーンインフラの観点から実施することを検討
- ・[公園] 自然環境を有する公園や生物多様性の確保に寄与する都市公園等の適切な維持管理と活用の検討
- ・[港湾] 港湾緑地の新規整備と適切な維持管理（整備予定地：2箇所 0.5ha）
- ・[道路] 街路樹整備ガイドラインに基づいた街路樹等の適切な維持、管理
- ・[道路] 車両や歩行者の安全性を考慮したうえで、枯死等により撤去した樹木の補植やポケットパークなどのオープンスペースの確保の検討
- ・[河川] 河川施設の改修等の際は、生きものの生息や生育、繁殖並びに流域治水に配慮した河川となるような整備を推進

○担当部署：全庁

【継続施策】

《1-5》 都市緑地法の適切な運用			
方針・取組み	・緑化重点地区における緑化の推進 ・土地利用時の緑地協定の認可に向けた指導等と既協定区域の今後のあり方の検討 ・市民緑地認定制度の運用に向けた体制整備の検討		
主な 関連部署	建設部	SDGs マッピング	  

《1-6》 みどりの基本条例の適切な運用			
方針・取組み	・自然林保全制度の運用による自然林の保全 ・市街化区域内樹林地保全支援制度の運用による市街化区域の樹林地の保全 ・みどりの寄附制度の適切な運用による良好な樹林地の保全 ・民有地の緑化支援の新たな手法の検討		
主な 関連部署	建設部	SDGs マッピング	  

《1-7》 風致地区制度の適切な運用			
方針・取組み	・風致地区条例及び関係法令に基づいた土地利用行為の規制や指導等による風致に優れたみどりの保全 ・必要に応じて、新規指定や拡大指定に関する検討		
主な 関連部署	建設部	SDGs マッピング	 

《1-8》 土地利用調整関連条例の適切な運用			
方針・取組み	・「適正な土地利用の調整に関する条例」（市）に基づいた、土地利用時における斜面緑地の保全及び指導 ・景観に配慮した緑化等、周囲のみどりと調和した土地利用となるよう調整		
主な 関連部署	建設部、都市部	SDGs マッピング	 

《1-9》 保安林制度の適切な運用による保全の継続			
方針・取組み	・「森林法」に基づき、保安林の適切な維持管理 ・新たな指定の案件が生じた際の指定に向けた調整などに関し、必要に応じて神奈川県と連携を推進		
主な 関連部署	建設部、神奈川県	SDGs マッピング	

《1-10》 「湘南国際村めぐりの森」及び「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」に関する緑地の保全・再生等			
方針・取組み	・神奈川県の「湘南国際村基本計画」に基づいた、みどりの再生活動と「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」に定めた大楠緑地及び子安緑地の保全に向けた連携		
主な 関連部署	建設部、神奈川県	SDGs マッピング	 

《1-11》 景観重要樹木の指定による保全の検討			
方針・取組み	・景観法に基づいた、「景観重要樹木」の適切な指定の継続と、新たに保全を必要とする対象が確認できた場合の指定の検討 ・既指定樹木の周知		
主な 関連部署	都市部	SDGs マッピング	 

《1-12》 公共施設の緑化の推進			
方針・取組み	・「公共施設の緑化等ガイドライン」を適切に運用し、公共施設における緑化や育成管理 ・記念植樹の実施について検討		
主な 関連部署	全庁	SDGs マッピング	 

《1-13》 県及び近隣自治体との広域的な連携の推進			
方針・取組み	・みどりのネットワークの形成に貢献するため、県及び近隣市町等と生物多様性の確保やみどりに関する情報等を共有、連携 ・三浦半島の自然環境の保全、活用に関する連携会議の実施 ・多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議への参加 ・自然保護奨励金（神奈川県事業）の適切な運用のための県との連携		
主な 関連部署	建設部、神奈川県、近隣市町	SDGs マッピング	  

基本方針2：魅力ある公園づくり

【重点施策】

《2-1》地域ニーズをふまえた公園機能の再編

○新規事業 ○実施主体：市 ○関連者：市民等

●方針と目標

年代別の人口状況及び分布や、各世代の多様なニーズを把握し、身近な公園の適切な維持管理に努める。これにより、子どもの遊び場の確保や高齢者の利用への対応等を図るとともに、子育て世代を含む地域住民の交流や心身の健康増進につながる、質の高い公園づくりを行う。

●取り組み内容

- ・ 湘南鷹取地区（鷹取小学校区）をモデル地区に設定し、公園利用状況や地域ニーズを考慮した公園機能の再編、集約
- ・ 各地区の学区における公園の機能やニーズの調査
- ・ 公園プール跡地の公園機能の再編

○担当部署：建設部

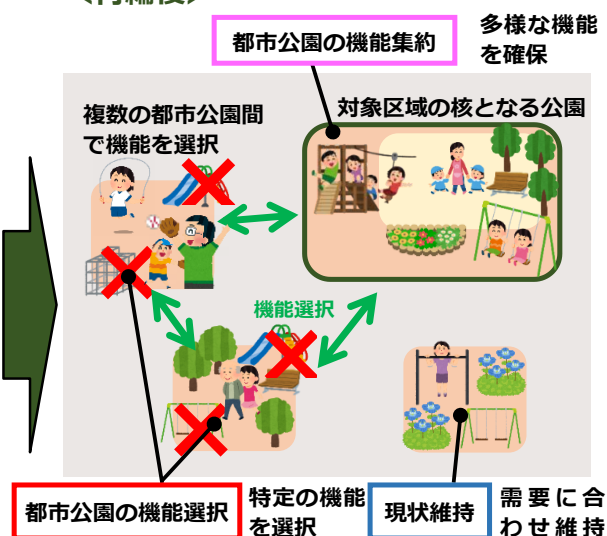
公園機能の再編の考え方

- ・ 本市の都市公園は、公園の誘致距離による均等配分を重視して整備した結果、公園施設や機能の重複がみられる。しかし、都市公園ごとに求められるニーズが異なることから、地域ニーズをふまえた公園機能の再編を推進する。
- ・ 一定の地域（町内会等）において、老朽化により整備が必要となる公園が複数存在する場合や、個別の公園施設の改廃等に伴い区域を一体とする場合に、公園機能の再編の検討を行う。

<現状>



<再編後>



《2-2》安全・安心と防災力のある公園づくり

○継続事業 ○実施主体：市 ○関連者：市民等

●方針と目標

誰もが安心して利用できるための施設整備や、老朽化した施設の更新を計画的に進める。また、地域防災計画等の防災における位置づけを踏まえ、災害時の防災拠点（避難拠点、物流拠点）となる公園の維持や安全性を優先した維持管理を行う。

●取り組み内容

- ・ 公園施設のバリアフリー化、老朽化への対策
- ・ 避難拠点となる公園の適切な維持管理

○担当部署：建設部



《2-3》集客や魅力あるまちづくりに資する公園の整備・管理

○継続事業 ○実施主体：市 ○関連者：企業等、市民等

●方針と目標

交流の拠点となる公園や歴史的、文化的資産と一体となった公園について、様々な整備手法の導入や、利活用を促進することで、地域のブランド力や魅力の向上、交流人口の増加を目指す。また、公園の整備、管理の際には、パークマネジメントの視点を積極的に取り入れる。

●取り組み内容

- ・ 交流の拠点となり、地域の活性化につながる公園の整備や管理、活用の検討
- ・ スポーツや音楽等のエンターテインメントイベントへの活用促進と積極的な協力体制づくり
- ・ ルートミュージアム関連施設の整備、活用

○担当部署：建設部、文化スポーツ観光部



《2-4》効率的かつ効果的な公園の整備・活用の促進

○継続事業 ○実施主体：市、企業等 ○関連者：市民等



●方針と目標

Park-PFI や指定管理者制度等を活用し、民間のノウハウを活かした質の高いサービスの実現や公園の利活用を促進する。また、施設やイベントの情報を積極的、効果的に発信することで、市の内外を問わず幅広い世代に広く周知を図る。

加えて、都市公園法の改正等による新たな取組みについても、必要に応じて導入の可能性を検討する。

なお、公園の整備、活用の際には、パークマネジメントの視点を積極的に取り入れる。

●取組み内容

- ・公園ごとの特性やスケールメリットを活かした管理運営を目指し、Park-PFI や指定管理者制度の導入を推進
- ・SNS やメディア等の積極的な活用、類似施設や近隣施設との連携を図り公園を PR
- ・必要に応じて立体公園制度や借地公園制度、少子高齢化時代に向けた公園内施設の設置等、都市公園における新たな取組みの導入可否について検討

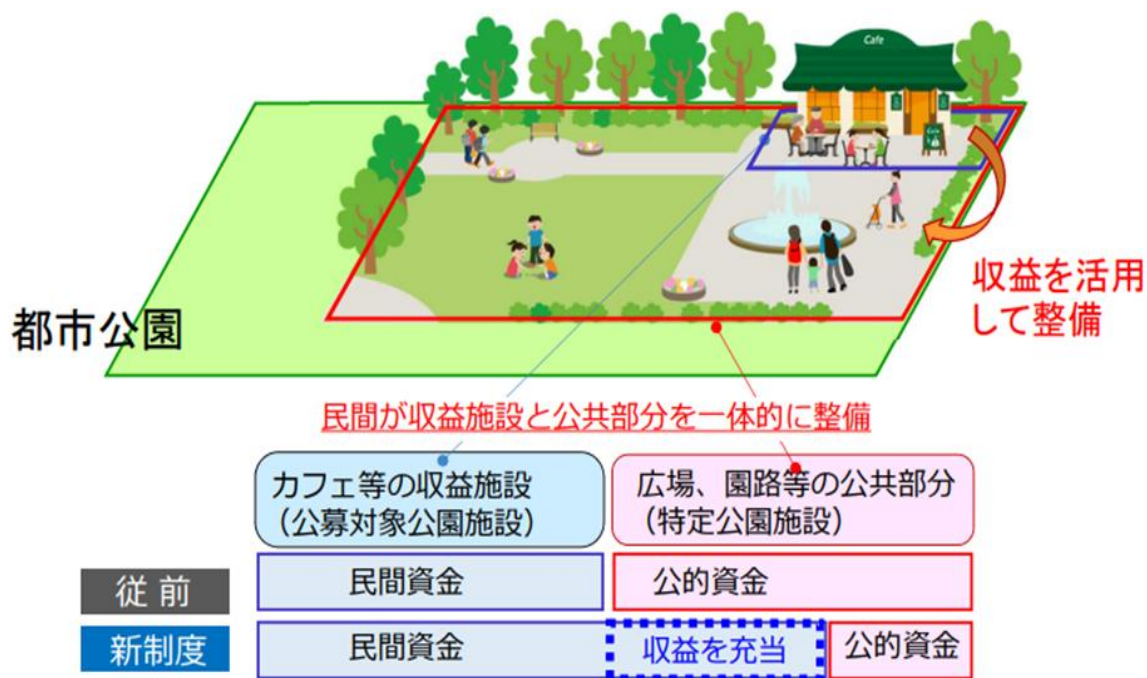
○担当部署：建設部、都市部

【継続施策】

《2-5》 (仮称) 三浦半島国営公園の誘致の推進			
方針・取組み	・「三浦半島国営公園」の誘致実現に向け、「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」の活動に参加 ・イベントの開催や要望活動の実施		
主な 関連部署	建設部	SDGs マッピング	  

コラム
COLUMN

Park-PFI



Park-PFI のイメージ図

(出典：国土交通省)

Park-PFI (Park-Private Finance Initiative) は民間事業者が飲食店や売店等といった収益施設の設置と都市公園を一体的に整備や管理を行う制度です。都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備、管理手法になります。

本市における Park-PFI は「長井海の手公園（ソレイユの丘）」で導入しており、「三笠公園」、「大矢部みどりの公園」の2公園でも活用予定です。



長井海の手公園（ソレイユの丘）

基本方針3：生物多様性の保全と活用

【重点施策】

《3-1》森林・里山環境の保全と活用

○拡充事業 ○実施主体：市、市民等、企業等 ○関連者：市民等



●方針と目標

森林や里山環境における保全、活用事業を推進し、生物多様性を確保、推進するとともに、人々が身近な自然にふれあえる場と機会を創出する。また、森林や里山環境の保全、活用事業の民間参入を促し、効率的、効果的な保全、活用を進める。

●取組み内容

- ・野比かがみ田緑地と長坂緑地における里山的環境保全、活用事業の継続
- ・森林や里山環境の保全、活用を実施している団体の支援の継続
- ・森林や里山環境の調査を実施し、希少種等の保全手法を検討
- ・自然観察会等のイベント、環境教育の場として活用
- ・横須賀市民官連携推進 WEB サイト「OPEN GATE YOKOSUKA」を通じて、民間企業等の様々な主体の参加を促し、参入した企業等を支援
- ・良好な環境を有する場所について、必要に応じて、自然共生サイトへの申請を検討

○担当部署：建設部

コラム COLUMN

里山的環境保全・活用事業

三浦半島の谷戸景観を残す長坂緑地や野比かがみ田緑地を中心に、湿地や斜面林に生息する多様な生物の生息地を保全するため、市民、事業者、市が連携して、里山をモデルにした水田再生や雑木林の手入れを継続的に行い、里山的環境を保全しています。また、市民向けの米作りのイベントや観察会等を実施し、市民が自然にふれあえる機会を作り、生物多様性保全のための普及、啓発をしています。

このような取組みを行ってきた結果、令和5年度（2023年度）には、野比かがみ田緑地が、環境省の自然共生サイトに認定されました。



長坂緑地



野比かがみ田緑地

《3-2》水辺環境の保全と活用

○拡充事業 ○実施主体：市、市民等、企業等 ○関連者：市民等



●方針と目標

多様な生きものの生息や生育、繁殖の場となる水辺ビオトープやため池、自然海岸などの水辺環境の保全、活用を行うとともに、公共施設の整備等の際は、水辺ビオトープの整備や再生を検討していく。また、藻場の保全や再生など、ブルーカーボンの活用を含めた沿岸域の生物多様性の確保に関わる事業を進める。さらに、必要に応じて水辺環境の保全、活用事業の民間参入を促し、効率的で効果的な保全、活用を進める。

●取り組み内容

- ・水辺環境の生物多様性の保全を考慮した維持管理を実施（芦名堰）
- ・水辺環境の保全や再生、活用をしている団体の支援の継続
- ・公共施設の整備等の際は、水辺ビオトープの整備や再生を検討
- ・水辺環境の調査を実施し、希少種等の保全手法を検討
- ・自然観察会等のイベント、環境教育の場として活用
- ・藻場の保全、再生事業を実施
- ・横須賀市民官連携推進 WEB サイト「OPEN GATE YOKOSUKA」を通じて、民間企業等の様々な主体の参加を促し、参入した企業等を支援
- ・良好な環境を有する場所について、必要に応じて、自然共生サイトへの申請を検討

○担当部署：全庁

三浦半島は三方を海に囲まれ、海の生物多様性の保全が私たちにとって身近な課題となっています。海の中に広がる藻場は、多くの水生生物のすみかとなり、産卵場所や幼魚の成長の場として重要な役割を果たすとともに、水中の有機物の分解や、栄養塩類や炭酸ガスを吸収し、酸素を供給するなど海水の浄化の働きも担っています。

しかし近年、地球温暖化をはじめとする気候変動などの影響によって、藻場が失われる「磯焼け」が各地で深刻化しています。

横須賀市では、市民や漁業協同組合、研究機関などと協力し、食害生物の駆除やカジメの藻場造成、市民参加型の海藻植え付け体験会など、さまざまなアプローチで海辺の環境保全や藻場の造成に取り組んでいます。

さらに藻場（海草・海藻）は、温室効果ガスの一つである二酸化炭素を吸収し貯留する炭素「ブルーカーボン」の取り組みとしても、注目されています。横須賀市でも新たに再生や創出した藻場を測定し、二酸化炭素吸収量を測定にも挑戦しています。

海は様々なまちとつながっており、海への影響は一つの自治体だけで解決できるものではありません。横須賀市では同じ課題を抱える三浦半島内の各市町とも連携し、それぞれが持つ知見や手法を共有しながら、より効果的な保全の取り組みを進めています。



藻場の様子



コアマモ植え付け体験

《3-3》外来生物対策の推進

○継続事業 ○実施主体：市、市民等 ○関連者：神奈川県、市民等

●方針と目標

生態系への影響や生活、農業被害の低減を図るため、哺乳類の特定外来生物等〔アライグマ、クリハラリス（タイワンリス）、ハクビシン〕の防除を行う。さらに、三浦半島の生態系に影響を及ぼしている他の特定外来生物等の外来の動植物の排除を目指し、体制や手法などを検討していく。

また、外来生物による生態系への被害状況や防除の必要性、餌付けの禁止等について、市民に広く周知し、防除への啓発等を図る。

●取組み内容

- ・アライグマやクリハラリス（タイワンリス）、ハクビシンの防除の推進
- ・特定外来生物等の外来種に関する情報収集と防除に向けた対応策の検討
- ・市 HP、チラシ等による外来生物等に関する情報発信

○担当部署：建設部

コラム COLUMN

外来生物法

外来生物法とは、特定外来生物による生態系、人の生命や身体、農林水産業への被害を防止し、生物多様性の確保、人の生命や身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定、向上に資することを目的とした法律です。問題を引き起こす海外起源の外来生物を特定外来生物として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取り扱いを規制し、特定外来生物の防除等を行っています。本市では、アライグマとクリハラリス（タイワンリス）を業者及び市民の協力を得て駆除しています。

本市の特定外来生物捕獲実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
アライグマ(頭)	185	294	204	230	356
クリハラリス(タイワンリス)(頭)	3,004	4,937	3,583	2,661	4,183



アライグマ

(出典：環境省外来生物写真集)



クリハラリス（タイワンリス）

【継続施策】

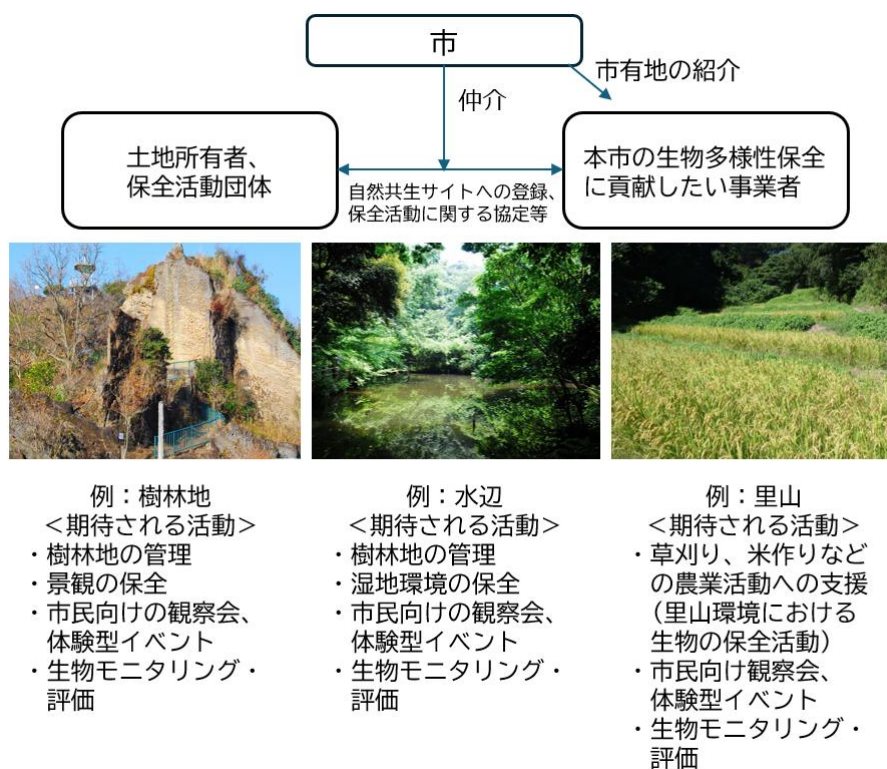
《3-4》 指定文化財（天然記念物）の保全の継続			
方針・取組み	・「文化財保護条例（県）」及び「文化財保護条例（市）」に基づき、神奈川県と連携しながら既指定の天然記念物の自然林を保全		
主な 関連部署	教育委員会、神奈川県	SDGs マッピング	 

《3-5》 公共施設における自然植生等の保全			
方針・取組み	・「公共施設における自然植生の保全に向けた考え方」を適切に運用し、自然植生を保全		
主な 関連部署	全庁	SDGs マッピング	 

コラム COLUMN

事業者との連携協働

横須賀市民官連携推進 WEB サイト（OPEN GATE YOKOSUKA）における情報発信も通じて、自然共生サイトでの連携や本市の景観を特徴づける里山環境を保全する活動や自然海岸を保全する活動など、本市の生物多様性保全に貢献したい事業者との連携を進めていきます。



基本方針4：みどりと自然のめぐみの継承

【重点施策】

《4-1》みどりや生きものに対する意識の向上

○拡充事業 ○実施主体：神奈川県、市、市民等 ○関連者：市民等



●方針と目標

市は、市民等が生物多様性に関する理解を深め、その重要性を認識できるよう、みどりや生きものにふれる機会及び生物多様性保全に資する活動に参加する機会をつくり、市民の積極的な参加を促す。公園や博物館等の市内施設の利用者の増加を図ることにより、みどりや生きものを守る意識の向上を目指し、普及啓発活動や情報発信を行う。

また、コミュニティ形成や健康増進等にも寄与するボランティア活動等についても情報発信するとともに、体制づくりについて検討する。

●取組み内容

- ・市民有志「いきもの調査隊」による生物調査の実施と SNS 等を活用した生物調査の導入の検討
- ・市内の公園や博物館施設等での観察会や市民参加型の体験イベント、ワークショップ等の実施
- ・自然環境講演会の開催
- ・本市自然・人文博物館での企画展示等の開催
- ・関係部署が連携し、市内の公園や博物館施設等による情報発信の実施
- ・市職員の知識を向上させるための研修等の実施
- ・市民による花いっぱい運動の実施
- ・里山的環境保全に取り組んでいる土地におけるボランティア養成、民間企業等の多様な主体による保全、活用の取組みの継続、支援
- ・人材活用や人づくり手法の検討
- ・市民による生物調査参加の取組みの検討
- ・自然環境活動団体の活動に対する情報発信や広報等の支援の継続

○担当部署：建設部、教育委員会、神奈川県

生物多様性の普及・啓発のための取り組み ～自然観察会と自然環境講演会～

生物多様性の普及・啓発のために、自然・人文博物館の協力を得て、自然観察会と自然環境講演会を毎年開催しています。自然観察会については、市民の参加者を公募し、博物館学芸員や専門家の方を講師とし、市内の公園や野比かがみ田緑地で、季節ごとの生きものを観察しています。令和4年度（2022年度）からは「横須賀いきもの調査隊」の取り組みを始めました。これは、観察会を身近な生きものの探し方や見分け方を学ぶ場とし、その後自分たちで身近な生きものを観察し、観察した結果を調査票として作成することとしています。この取り組みを始めてから、小学生以下の参加者が多くなりました。その保護者の方も巻き込んで、生きものと触れ合うことで、生物多様性を自分たちの身近な課題として考える機会になっています。

自然環境講演会は、平成24年度（2012年度）から毎年開催しています。講演者は大学の教授や研究者などの有識者で、動植物や考古学など様々な視点から自然環境について考える機会となっています。講演会は、横須賀市自然・人文博物館の「みんなの理科フェスティバル」と同時に博物館又は隣接の文化会館で開催しており、博物館と協力して生物多様性保全の普及・啓発に努めています。



自然観察会の様子



講演会の様子

《4-2》自然に関する環境教育・環境学習の実施

○継続事業 ○実施主体：市、市民等 ○関連者：市民等

●方針と目標

自然に関する意識向上のため、環境教育、環境学習を実施し、併せて人材育成を推進していく。

●取組み内容

- ・市内の小学校等における環境教育の実施
- ・環境教育指導者の派遣
- ・「学校教員向け」、「環境活動者向け」人材育成講座の実施
- ・市内小中学生を対象に環境意識向上に関するコンクールの実施
- ・新たな自然環境に関する学習の機会の提供等を検討

○担当部署：教育委員会、建設部、環境部

コラム COLUMN

学区の自然体験事業

市内の小学校へ講師を派遣して、環境出前授業を実施しています。本事業の特徴は、児童たちが授業の中で学区内の自然にふれあう体験型授業により、身近な場所で自然を発見し、関心を持つことを目的にしていることです。また学校の要望に応じて場所、実施内容を決めるオーダーメイド授業も本事業の特徴です。児童たちは、身近な自然にふれあうことで生物多様性について学び、そして学んだことから自分たちに何ができるのかを考えることまで発展させていきます。平成29年度（2017年度）から令和元年（2019年）までモデル事業として実施した後、令和2年度（2020年度）から事業化し、校数を増やして実施しています。



小学校での授業の様子

【継続施策】

《4-3》 みどりの基金の充実に向けた新たな財源確保手法の検討・実施			
方針・取組み	・自然環境やみどりの保全のための「みどりの基金」の適切な活用 ・みどりのよこすかチャリティークリック協賛企業数の増加を目指す		
主な 関連部署	建設部	SDGs マッピング	15 陸の豊かさ 17 パートナリーシップ

《4-4》 産・学・官等の連携及び役割分担によるみどりの保全・創出等の推進			
方針・取組み	・教育の場や、企業等の CSR 活動における緑化推進の意識向上と主体的活動の支援 ・既存の市民協働モデル事業等を実施するとともに、モデル事業の拡充等の検討		
主な 関連部署	建設部	SDGs マッピング	4 質の高い教育 15 陸の豊かさ 17 パートナリーシップ

コラム COLUMN

自然共生サイトにおける民間との連携

環境保全活動を継続していくためには、市のみではなく市民や自然環境活動団体、民間の力が必要です。横須賀市民官連携推進 WEB サイト「OPEN GATE YOKOSUKA」では、民間企業等に対して、自然共生サイトの取組みの推進を発信し、自然共生サイト認定を含めた環境保全活動を促進しています。

このような取組みの中、本市の市有地である芦名堰で、(公財)ニッセイ緑の財団が生物多様性保全活動を行うこととなりました。そして令和7年(2025年)3月に、芦名堰が自然共生サイトとして環境大臣認定されました。この芦名堰での活動について、令和7年(2025年)3月12日に本市、(公財)ニッセイ緑の財団、(公財)日本自然保護協会が三者協定を締結しました。今後、この三者が連携して芦名堰の生物多様性を保全し、環境教育等にも活用していきます。

このような取組みを推進することにより、ネイチャーポジティブの実現を目指していきます。



三者協定 記者会見時の写真

